

聖籠町訓令第十四号

聖籠町公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年六月二十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町公印規程の一部を改正する訓令

聖籠町公印規程（平成二年聖籠町訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一（第三条関係）中「外国人登録専用」を「中長期在留者住居地届出等専用」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年七月九日から施行する。